

令和8年3月

組合員・利用者 各位

山口県農業協同組合

## 振込にかかる訂正手数料の新設および組戻手数料の改定について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

振込規定を一部改正することに伴い、令和8年4月1日(水)より下記のとおり手数料の新設および改定をいたします。

組合員・利用者の皆さまにおかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 訂正手数料の新設について

##### (1) 主な内容

- ・お振込の依頼内容の訂正(変更)時に手数料が発生します。
- ・訂正できなかった場合についても、手数料はお客さまのご負担となります。

##### (2) 手数料

手数料種類	新設
訂正手数料	660円(税込)

#### 2. 組戻手数料の改正について

##### (1) 主な改正内容

- ・組戻できなかった場合についても、手数料はお客さまのご負担となります。
- ・組戻された振込代り金でお振込みされる場合、組戻手数料および振込手数料双方、お客さまのご負担となります。

##### (2) 手数料

手数料種類	変更後	変更前
組戻手数料	660円(税込)	1,100円(税込)

以上